

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費のお知らせ

平成 26 年 4 月 1 日より消費税（国・地方）が 5%から 8%、10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和 3 年度神恵内村一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金	18,000 千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	7,000 千円
【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	189,918 千円

（単位：千円）

区分	目的別	令和 3 年度 当初予算額	うち地方消費税 交付金（社会保 障財源化分）が 充てられる社会 保障施策に要す る経費	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	
民生費	社会福祉費	107,650	71,823	31,839	0	13,251	26,733	2,034
	老人福祉費	92,020	49,588	5,118	0	13,521	30,949	2,355
	児童福祉費	60,330	60,315	30,389	0	2,487	27,439	2,088
	小 計	260,000	181,726	67,346	0	29,259	85,121	6,477
衛生費	保健衛生費	164,350	8,192	330	0	1,000	6,862	523
合 計		424,350	189,918	67,676	0	30,259	91,983	7,000

社会福祉費では、社会福祉協議会運営補助、障害者自立支援給付事業、国民健康保険特別会計繰出金等の事業を実施しています。

老人福祉費では、高齢者日常生活支援事業、後期高齢者医療特別会計繰出金等の事業を実施しています。

児童福祉費では、保育所運営事業、地域子育て支援センター事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策（各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業）、乳幼児等医療費等の事業を実施しています。

※ 地方消費税交付金の社会保障財源化（税率引き上げ分）相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。